

貴族院議員
衆議院議員 光

意見書

昨昭和十二年三月五日衆議院、
聖上陛下より改進黨大隈總武務親衛の請、國民等其歡迎嚴肅なる時に於て貴社
船中のみは官憲の警告ありしに拘らず祝儀を掲揚せられたるは、貴社の伝統的不遜態度の
現はれしを、吾等國民の悲懼慄々能はざる所なり、然るに右時吾等國民等其之を
糾明したるも貴社其之を敬みず志操亦表は他に於て毫も反省せず、吾等國民
等匪然として貴社の友關係の體念を兎得ずの外は、
今次貴社其船中を以て船中として、ある所請令は初めとして起ち、貴社幹部の友關係的行動を氣
障となし、其の行々社に於て吾等國民等其之を敬みず其の目的達成を感ずるも堪えざる所なり、
貴社其其の御下より、吾等國民等其の上の申したるを敬みず、以て吾等國民等に被辱の初志を貴社に
酬い自ら明瞭止水の態度を以て過去の過ちを清算すべし、然らば人々貴社其は
陛下の海運事業を致さるるの如く、吾等國民等其の前に立れ、
形を憚り國民等其の欺瞞するの如く、詭策權謀は行はざるべし、
吾等國民等其の遠慮を為めに修身する、吾等國民等其の附合年試を決定せられたる
こと、故に貴社其の明瞭と要求する、故に貴社其の決議を以て意見書を提出す
る所なり、

昭和十二年三月一日
日本郵船株式會社
社長 大谷 登 啓
日本郵船株式會社 代表者 田益 三
全関西支店 代表者 田益 三

芳名第四九〇番

昭和十二年三月六日

警視總監 横山 助成

- 内閣總理大臣 林 銑 十 郎 殿
- 内務大臣 河原田 稼 吉 殿
- 外務大臣 佐藤 尚 武 殿
- 大藏大臣 結城 豊 太 郎 殿
- 陸軍大臣 杉 山 元 殿
- 海軍大臣 米 内 光 政 殿
- 逓信大臣 兒 玉 秀 雄 殿
- 社會局長 官 殿
- 各廳府署長 官 殿
- 朝鮮總督府警務局長 殿
- 臺灣總督府警務局長 殿

